

今治市朝倉地域乗合タクシー実証運行業務委託仕様書（案）

本仕様書は、朝倉地域における今治市乗合タクシー実証運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

瀬戸内運輸株式会社の運行する路線バス朝倉線の浅地口から朝倉支所前の区間の廃止に伴い、その影響範囲となる朝倉地域における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの実証実験の運行業務を委託する。

2 委託事業 今治市朝倉地域乗合タクシー実証運行業務

3 事業主体 今治市地域公共交通活性化協議会

4 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

5 業務委託期間

契約締結の日から令和4年9月30日まで（実証運行開始日は令和4年4月1日を予定）

※ 契約の期間は委託期間の業務実績を踏まえ延長契約を締結することがある。

6 運行区域

別紙「朝倉地域乗合タクシー運行図」のとおり

7 業務内容

（1）運行方法

① 基本的な運行経路、運行ダイヤ等に基づき、予約制の「乗り合い方式」により、乗車場所から目的地（降車場所）まで運行（区域運行）する。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行を行い、予約のない乗車場所は経由しない。

② 予約のない便は運行しない。

（2）利用対象者

未就学児だけの利用はできない。

(3) 路線、運行日、運行便数

路線	運行区域及び目的施設		運行日 運行便数
	対象区域	目的施設	
彩咲朝倉 行き	朝倉上地区、朝倉下 地区、朝倉北地区及 び朝倉南地区	朝倉地域中心部に おける医療機関及 び商業施設等	月・水・金曜日 各4便
済生会今治病院 行き	朝倉上地区、朝倉下 地区、朝倉北地区及 び朝倉南地区	市内中核医療機関 及び商業施設等	火・木曜日 各3便

※ なお、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は運行しない。

(4) 運行ダイヤ（目安）

ア 彩咲朝倉行き

	1便		2便		3便		4便	
朝倉地域	—	8:30	11:50	12:00	14:20	14:20	16:40	—
:	—	↓	↑	↓	↑	↓	↑	—
彩咲朝倉等	—	8:50	11:30	12:20	14:00	14:40	17:00	—

イ 済生会今治病院行き

	1便※	2便	3便
朝倉地域	8:00	13:20	14:40
:	↓	↑	↑
今治病院等	8:45	12:40	14:00

※2台での運行を想定

(5) 利用区間

運行対象区域停留所から目的施設停留所間、目的施設停留所から運行対象区域間停留所間の利用に限る。対象区域停留所間、目的施設停留所間での利用は不可とする。

(6) 運行車両

- ① 本業務に使用する車両は、運行事業者が所有するタクシーとし、1便当り1台（済生会今治病院行き1便は2台を想定）で運行することを基本とするが、車両定員に応じて追加車両を1台まで配車すること。追加車両を配車して運行する場合、ワゴン型タクシーを用いて1台で運行することは可とする。なお、本業務に使用する車両の運行時間外の専属性は求めないものとする。
- ② 車両は、業務の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ③ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、本業務の運行に支障がないよう対応すること。
- ④ 本業務の運行にあたっては、乗合タクシーであることが分かるように、市が貸

与するマグネットシートを車両の両側面等に掲示するものとする。

(7) 乗降場所等（停留所）

- ① 乗車場所については、路面標示又は標識により市が表示する。
（別紙「朝倉地域乗合タクシー運行図」参照）
- ② 降車場所については、区域内における基本的な運行経路上の場所であれば、降車可能とする。ただし、交差点付近及び安全な運行に支障がある場合を除く。

(8) 利用料金（運賃）

- ① 今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）が定める利用料金（運賃）について、降車時に現金等により運転手が利用者から受け取るものとする。
- ② 徴収した利用料金は、協議会の収入とし、協議会が発行する納入通知書により運行月の翌月末までに納付するものとする。

(9) 予約受付及び配車に関すること

- ① 運行事業者は、予約センターを設置し、利用者からの予約を電話等により受け付け、運行経路の選定・配車を行い、予約者に送迎時間等の連絡を行うなど円滑な運行を実施するものとする。
- ② 予約センターの受付期間は、運行の開始日の1週間前から契約期間の末日までとする。予約受付時間は平日の8:00~16:30とし、利用希望日の1週間前から希望する便の受付締切時間までの予約とする。予約のキャンセルも同様とする。
- ③ 予約センターは、既存の一般乗用旅客自動車運送事業との併用を可とし、本業務における専属性は求めないものとする。なお、予約受付に関する費用は、全て運行事業者の負担とする。

(10) 事故対応及び損害賠償

- ① 運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに協議会に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成し提出するものとする。
- ② 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに協議会に報告するとともに、予約していた利用者に対してその旨を連絡すること。
- ③ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(11) 苦情等の処理について

運行事業者は、利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するとともに、苦情の処理については苦情処理報告書（様式自由）を作成し、協議会に提出するものとする。

(12) 実績報告等について

- ① 運行事業者は、利用者等の運行記録に関する日報及び月報を作成し、運行月の翌月10日までに、協議会に提出するものとする。
- ② 実績報告書等の様式等は、別途協議会が定めて運行事業者に指示する。

- ③ 随時、運行事業者は協議会の求めに応じて、必要なデータ等を報告するものとする。

8 委託料

予約により運行した車両の実車区間に対し、愛媛県今治交通圏におけるタクシー運賃基準（時間距離併用制運賃）を適用した場合の運賃額（メーター運賃）を委託料とする。また、運行管理費として、月額1万円（税込）を委託料に加える。

協議会は、運行事業者から提出のあった実績報告書等に基づき、請求受理後30日以内に支払うものとする。

9 注意事項

- (1) 運行事業者は、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守の上、本運行業務を遂行すること。
- (2) 運行事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 運行事業者は、業務を円滑に遂行するため、利用者の利便性の向上を図るため、適宜、協議会と打合せを行わなければならない。
- (4) 運行事業者は、運転手や予約受付者など本事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。
- (5) 運行事業者は、公共交通を運行することにより地域の活性化、まちづくりを担うという認識のもと、本実証運行に臨むものとする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、協議会と運行事業者の双方が協議の上、定めるものとする。

朝倉地域乗合タクシー運行図

